

議案第85号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年12月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 710人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 52人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 658人 |
| | 登録移転者 | 0人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年12月1日 |

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和7年12月1日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	26	331	0	0	357
女	26	327	0	0	353
計	52	658	0	0	710

議案第86号

選挙人名簿に登録する者について(12月定時登録)

令和7年12月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年12月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 登録する者の数 2,380人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和7年12月1日

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
1,231	1,149	2,380

(根拠) 公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調（令和7年12月1日現在）

区分		男女別	男	女	計
令和7年9月1日現在 選挙人名簿登録者数 (a)			74,725	96,478	171,203
(a)以後の 抹消者数 (e)	(イ) 死亡のため		156	188	344
	(ロ) 転出後4箇月を経過 したため		936	927	1,863
	(ハ) 在外名簿への登録 移転のため		0	2	2
	※(c)以後 ではない (ニ) 誤載のため	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
計 (イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()			1,092	1,117	2,209
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)			506	601	1,107
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)			716	808	1,524
今回(令和7年12月1日) 追加登録者数 (h)			1,231	1,149	2,380
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)			74,654	96,303	170,957
備 考					

在外選挙人名簿登録者数調（令和7年12月1日現在）

区分		男女別	男	女	計
令和7年9月1日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)			53	100	153
(a)以後の抹消者数 (b)			1	1	2
(a)以後の追加登録者数 (c)			2	3	5
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a) - (b) + (c)			54	102	156
備 考					

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,930	4,499	8,429
2	春吉第二	2,759	3,395	6,154
3	警固第一	3,314	4,912	8,226
4	警固第二	3,089	4,077	7,166
5	大名	1,267	1,618	2,885
6	赤坂	3,950	5,152	9,102
7	舞鶴	3,902	4,525	8,427
8	箕子第一	3,792	4,563	8,355
9	箕子第二	1,658	2,300	3,958
10	当仁第一	3,697	4,877	8,574
11	当仁第二	2,203	2,902	5,105
12	南当仁第一	2,987	3,665	6,652
13	南当仁第二	2,819	3,299	6,118
14	南当仁第三	1,794	2,203	3,997
15	高宮	4,717	6,672	11,389
16	一本木	3,452	4,999	8,451
17	平尾	2,809	3,558	6,367
18	草ヶ江	3,076	4,181	7,257
19	小笹	1,754	2,192	3,946
20	梅光園	1,504	1,979	3,483
21	福浜	1,547	2,340	3,887
22	小笹南	3,985	4,624	8,609
23	笹丘	3,225	3,856	7,081
24	薬院	4,343	5,970	10,313
25	六本松	3,081	3,945	7,026
	合計	74,654	96,303	170,957

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	6年12月 (A)	7年3月	7年6月	7年9月	7年12月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,484	8,403	8,371	8,480	8,429	▲ 55
2	春吉第二	6,217	6,207	6,181	6,173	6,154	▲ 63
3	警固第一	8,245	8,224	8,240	8,250	8,226	▲ 19
4	警固第二	7,236	7,207	7,163	7,204	7,166	▲ 70
5	大名	2,888	2,900	2,894	2,894	2,885	▲ 3
6	赤坂	9,074	9,084	9,100	9,092	9,102	28
7	舞鶴	8,457	8,406	8,390	8,454	8,427	▲ 30
8	箕子第一	8,305	8,311	8,289	8,359	8,355	50
9	箕子第二	3,911	3,898	3,915	3,950	3,958	47
10	当仁第一	8,592	8,547	8,541	8,560	8,574	▲ 18
11	当仁第二	5,154	5,102	5,083	5,133	5,105	▲ 49
12	南当仁第一	6,614	6,607	6,625	6,642	6,652	38
13	南当仁第二	6,114	6,092	6,083	6,127	6,118	4
14	南当仁第三	3,941	3,959	3,938	3,994	3,997	56
15	高宮	11,321	11,358	11,297	11,414	11,389	68
16	一本木	8,362	8,397	8,352	8,426	8,451	89
17	平尾	6,427	6,442	6,403	6,400	6,367	▲ 60
18	草ヶ江	7,247	7,220	7,256	7,235	7,257	10
19	小笹	3,814	3,815	3,934	3,932	3,946	132
20	梅光園	3,477	3,480	3,499	3,502	3,483	6
21	福浜	4,010	3,980	3,937	3,907	3,887	▲ 123
22	小笹南	8,647	8,566	8,551	8,714	8,609	▲ 38
23	笹丘	6,981	6,978	7,032	7,068	7,081	100
24	薬院	10,284	10,289	10,308	10,289	10,313	29
25	六本松	7,009	6,994	6,982	7,004	7,026	17
	合計	170,811	170,466	170,364	171,203	170,957	146

議案第87号

選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和8年1月5日以後、次のように使用する電子印用公印について、次のように告示し、選挙人名簿に使用する電子印用公印に関する告示（平成11年福市中央選告示第29号）を廃止する。

令和7年12月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

電子印使用文書の名称	書 体	形 状	大 き さ	ひ な 形	用 途
選挙人名簿抄本	てん書	正方形	20ミ リ メ ー ト ル	福岡市中 央区選挙 管理委員 会委員長	選挙人名簿抄本用
選挙人名簿登録証明書					選挙人名簿登 録 証 明 書 用
南極選挙人証					南極選挙人証用
郵便等投票証明書					郵便等投票証明書用
投票人名簿抄本					投票人名簿抄本用
不在者投票に 関する調書					不在者投票に 関する調書用
在外選挙人名簿抄本					在外選挙人 名 簿 抄 本 用
在外選挙人の不在者 投票に関する調書					在外選挙人の不在者 投票に関する調書用
在外投票に関する調書					在外投票に関 する 調 書 用

(根拠)

福岡市区選挙管理委員会規程

<p>(公印)</p> <p>第26条 委員会、委員長、委員長職務代理者及び事務局長の公印の名称、書体、形状、大きさ、管守者及び用途は別表第2のとおりとし、そのひな形は別表第3のとおりとする。</p> <p>2 委員会が選任する選挙長及び開票管理者の公印の名称、書体、形状、大きさ及び管守者は別表第2の2のとおりとし、そのひな形は別表第3のとおりとする。</p> <p>(公印の取扱い)</p> <p>第27条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。</p>
--

福岡市公印規則

<p>(電子印)</p> <p>第9条の2 市、市長、区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で、市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの(以下「電子印」という。)を使用することができる。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により電子印を使用した文書(以下「電子印使用文書」という。)及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。</p>

福市中選告示第 号

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和8年1月5日以後、次のように電子印用公印を使用し、選挙人名簿に使用する電子印用公印に関する告示（平成11年福市中央選告示第29号）を廃止する。

令和7年12月 日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 楠 正 信

電子印使用文書の名称	書 体	形 状	大 き さ	ひ な 形	用 途
選挙人名簿抄本	てん書	正方形	20ミリメートル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 福岡市中 中央区選挙 管理委員 会委員 長 </div>	選挙人名簿抄本用
選挙人名簿登録証明書					選挙人名簿登録証明書用
南極選挙人証					南極選挙人証用
郵便等投票証明書					郵便等投票証明書用
投票人名簿抄本					投票人名簿抄本用
不在者投票に関する調書					不在者投票に関する調書用
在外選挙人名簿抄本					在外選挙人名簿抄本用
在外選挙人の不在者投票に関する調書					在外選挙人の不在者投票に関する調書用
在外投票に関する調書					在外投票に関する調書用